

作成日：2016年3月11日
 改訂日：2017年11月30日

安全データシート

【1. 製品及び製造者情報】

製品名：ゼットクリーン
 会社名：YAMAKIN株式会社
 住所：〒543-0015 大阪府大阪市天王寺区真田山町3番7号
 電話番号：06-6761-4739
 FAX番号：06-6761-4743

【2. 危険有害性の要約】

GHS 分類

健康に対する有害性

- ・急性毒性（経口）：区分5
- ・急性毒性（吸入・ミスト）：区分2
- ・皮膚腐食性／刺激性：区分1
- ・眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性：区分1
- ・特定標的臓器毒性
 - 単回ばく露：区分1(呼吸器系、神経系)
 - 反復ばく露：区分1(呼吸器系、全身毒性)
- ・水生環境有害性（急性）：区分3

ラベル要素

- ・表示：



- ・注意喚起語：危険
- ・危険有害性情報：
 - 飲み込み、気道に浸入すると有害
 - 吸入すると生命に危険
 - 重篤な皮膚への薬傷及び眼の損傷
 - 臓器（呼吸器系）の障害
 - 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
 - 長期にわたる、又は反復ばく露による腎臓の障害
 - 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（呼吸器系）障害
 - 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

- ・安全対策：
 - 使用前に取扱説明書を入手すること。
 - すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 - この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

- 換気の良い区域でのみ使用すること。
 適切な保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
 ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・ 応急措置
 - : 皮膚（または髪）に付着した場合、汚染された衣類を脱ぎ、多量の流水で 15 分間以上洗うこと。
 汚染された作業衣を再使用する場合には洗濯すること。
 皮膚刺激又は炎症、発疹が起きた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
 眼に入った場合、水で 15 分間以上注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。直ちに、医師に連絡する。
 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 飲み込んだ場合、多量の水を飲ませ、医師の診察を受けること。その際、硫酸を吐かせようとしてはならない。
 - ・ 保管
 - : 容器を密閉して直射日光を避け、換気の良い涼しい場所に保管すること。貯蔵が長期に亘るときは週 1 回程度ガス抜きをする。
 保管は鉛又はプラスチック等の対酸性材料を使用した容器を使用する。
 他の薬品、有機物などから遠ざけて貯蔵する。
 - ・ 廃棄
 - : 消石灰などで中和してから、内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託するか、もしくは地方公共団体の規則に従うこと。

【3. 組成・成分情報】

単一製品・混合の区別 : 混合物

成分及び含有量 :

化学物質名	化学式	含有率 wt %	CAS No.
硫酸	H ₂ SO ₄	<10	7664-93-9
塩化アンモニウム	NH ₄ Cl	<5	12125-02-9
水	H ₂ O	残部	7732-18-5

【4. 応急措置】

- 吸入した場合
 - : 被災者をただちに空気の新鮮な場所に移動させ、よくうがいを行う。
 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 気分が悪い時は医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合
 - : 汚染された衣類を脱ぐこと。
 皮膚を速やかに洗浄すること。
 多量の流水で洗い続けること。この場合、アルカリ液等を用いて硫酸

- を中和してはならない。
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
 気分が悪いときは、医師の診断、手当てを受けること。
 汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
- 眼に入った場合：直ちに多量の流水で 15 分以上注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 直ちに、医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合：速やかに口をすすぎ、口の中をよく洗うこと。できれば卵白を混ぜた牛乳を飲ませる。その際、硫酸を吐かせようとしてはならない。
 気分が悪いときは、医師の診断、手当てを受けること。

【5. 火災時の措置】

- 消火剤：噴霧水、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類耐アルコール性泡消火剤
- 使ってはならない消火剤：棒状放水
- 特有の危険有害性：加熱により容器が爆発するおそれがある。
 不燃性であり、助燃性もないが、霧状の水などを用いる消火器を使用するのがよい。容器周辺の火災の場合は、速やかに容器を安全な場所に移す。
 移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。
 消火後再び発火するおそれがある。
 火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法：危険でなければ火災区域から容器を移動する。
 容器が熱に晒されているときは、移さない。
 安全に対処できるならば着火源を除去すること。
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護：適切な空気呼吸器、防護服 (耐熱性) を着用する。

【6. 漏出時の措置】

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置：全ての着火源を取り除く。
 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
 関係者以外の立入りを禁止する。
 密閉された場所に立入る前に換気する。
 風上から作業し、風下の人を退避させる。
- 環境に対する注意事項：河川、水路や下水に流れ込ませないように注意すること。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材：回収・中和：不活性材料 (例えば、乾燥砂又は土等) で流出物を吸収して、化学品廃棄容器に入れる。
 ある程度水で希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し多量の水で洗い流す。
 封じ込め及び浄化方法・機材：危険でなければ漏れを止める。
 二次災害防止策：すべての発火源を速やかに取除く (近傍での喫煙、

火花や火炎の禁止)。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

【7. 取扱い及び保管上の注意】

取扱い

- ・ 技術的対策 : 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- ・ 局所排気／全体換気 : 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行うこと。
- ・ 安全取扱注意事項 : 取扱い後はよく手を洗うこと。
使用前に取扱説明書を手入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
有機物、硫酸塩、炭化物、塩素酸塩、金属粉など反応性の大きい物質と離れた場所で取扱うこと。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
皮膚と接触しないこと。
眼に入れないこと。

保管

- ・ 技術的対策 : 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- ・ 保管条件 : 容器を密閉して冷乾所にて保存すること。
- ・ 容器包装材料 : 容器は金属を避けて適切な材質を選択する。
破損や漏れの無い密閉可能な容器を使用する。

【8. ばく露防止及び保護措置】

- 管理濃度 : 設定されていない。
許容濃度 :

成分	化学式	日本産業衛生学会 (2017年版) 許容濃度 mg/m ³	ACGIH (2017年版) TLV-TWA mg/m ³
硫酸	H ₂ SO ₄	1	0.2
塩化アンモニウム	NH ₄ Cl	—	10
水	H ₂ O	—	—

- 設備対策 : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
ばく露を防止するため、装置の密閉化又は防爆タイプの局所排気装置を設置すること。

反復ばく露 : 製品 (混合物) 中の特定標的臓器毒性区分 1 に分類される成分の濃度合計により区分 1 (呼吸器系) とした。

【12. 環境影響情報】

水生環境有害性 (急性) : 該当成分の濃度合計により区分 3 とした。
 水生環境有害性 (慢性) : 環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和されるため、区分外とした。

【13. 廃棄上の注意】

残余廃棄物 : 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
 廃棄においては、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託するか、もしくは地方公共団体の規則に従うこと。
 汚染容器及び包装 : 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託するか、もしくは地方公共団体の規則に従うこと。

【14. 輸送上の注意】

国際規制
 ・海上規制 : IMO の規制に従う。
 UN No. : 2796
 Proper Shipping Name. : Corrosive agent
 Class : 8
 Packing Group : II
 ・航空輸送 : ICAO・IATA の規制に従う。
 UN No. : 2796
 Proper Shipping Name. : Corrosive agent
 Class : 8
 Packing Group : II
 ・国連分類 : 国連番号 : 2796
 品名 : 腐食性物質
 国連危険性有害クラス : 8
 容器等級 : II
 国内規制
 ・陸上輸送 : 該当しない
 ・海上輸送 : 船舶安全法の規定に従う。
 国連番号 : 2796
 品名 : 腐食性物質
 国連危険性有害クラス : 8
 容器等級 : II
 ・航空輸送 : 航空法の規定に従う。
 国連番号 : 2796
 品名 : 腐食性物質

	国連危険性有害クラス：8
	容器等級：II
安全対策	：他の物質との混載はなるべく避ける。 荷くずれ防止を確実にを行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 重量物を上積みしてはならない。

【15. 適用法令】

労働安全衛生法	：名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) 政令番号：613
化審法	：製造数量等の届出 8条
大気汚染防止法	：特定物質 (第10条)
海洋汚染防止法	：有害液体物質
船舶安全法	：腐食性物質 (法第3条 分類等、 108条 腐食性物質の運送に使用する容器及び包装)
航空法	：腐食性物質 (第194条、輸送禁止の物件)
土壌汚濁防止法	：指定物質 (第3条3号、硫酸) 有害物質 (第2条2号、塩化アンモニウム)
化学物質管理促進法 (PRTR法)	：該当しない

【16. その他の情報】

本製品は歯科技工の作業に使用する製品です。用途の変更や一般家庭での使用は避けてください。注意事項は、通常の手扱いを対象としたものであり特別の手扱いをする場合には、用途・用法に適した安全対策を実施してください。取扱説明書は、使用者がいつでも閲覧できるようにし、本製品の使用中止、廃棄するまで大切に保管してください。また記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しており、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をするものではありません。

【参考文献】

- ・(独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) ホームページ
- ・職場の安全サイトホームページ
- ・日本産業衛生学会許容濃度の勧告 (2017年度)
- ・ACGIH – TLVs and BEIs (2017)

【改訂履歴】

00	2016	年	3	月	11	日	初版
01	2017	年	11	月	30	日	社名変更、全体的な見直し